

2008年11月30日

呼びかけ人、賛同者、支援者各位

鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会  
代表 篠原 三郎

## 緊急報告会のご案内

冬の訪れが実感される今日この頃ですが、いかがお過ごしでしょうか。日頃は、鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会へのご支援、ご協力をいただきまして、誠に有難うございます。

さて、2008年3月、最高裁によって、三教授の解雇無効が確定いたしました。しかし、今日に至るまでも、教壇への復帰はいまだ実現していません。この間、全国的に注視されてきた不当解雇事件に対する裁判所の判断が確定した後の津曲学園、鹿児島国際大学の対応は、大きな問題を含んでいます。2回の「指示書」の後、11月10日付けで「復職」命令が出されました。ただ、この復職には、学長命による「4つの条件」がつけられています。

また、この復職決定の考え方として以下のような当局見解が公表されており、重大な問題があります。

「理事会が行った『懲戒退職処分』は、裁判所において規定違反が軽微である等として、懲戒事由にあたらぬ、したがって解雇は無効であるとされた。理事会はこの判決を受け入れ、10月22日『学長気付』という形で、両教授の復職を決定した」。

これは意図的な論理のすり替えと言わざるをえません。裁判所が「解雇は無効である」としたのは、決して「規程違反が軽微である」からではありません。学園側が主張した不正行為の事実がなかったからです。確定した控訴審判決を参照すれば明白です。

また、一方的な所属変更は認められません。いまだ経済学部への所属を認めず、「学長気付」という不可解なものとなっています。三教授の処遇に関しては、裁判で懲戒処分の理由はなく解雇は無効とされたのですから、解雇前の雇用契約に戻って、経済学部へ所属し、教授会が決めたそれぞれの担当科目を担当するのが当然ではないでしょうか。

こうした当局の理解（曲解）と対応は、裁判の結果について教職員に誤解を与え、三教授の名誉を再び著しく毀損するものです。瀬地山学長の責任は重大です。即刻撤回して謝罪すべきです。

以上が、3月以降の主要な動きであります。この度、馬頭先生が京都での研究会に参加される機会をとらえて、今回急遽、全国連絡会からお願いをして、報告会を開催することになりました。また、東京から、田尻先生もご参加いただけることとなりました（八尾先生にも参加を要請中です）。急なことではありますが、多数の方のご参加をお願いいたします。なお、ご都合で参加できない場合には、メッセージ等いただけますと幸いです。

### 記

日時：2008年12月14日（日）18:00～

場所：京大会館102号室（地図は裏面を参照ください）

〒606-8305 京都市左京区吉田河原町15-9 TEL (075)751-8311(代)

内容：

- 1) 「現状報告と今後の課題」馬頭忠治氏
- 2) 学術人権ネットワークからの提案（国連人権理事会およびILOへの訴え）の検討
- 3) その他

※ 19:30からは、懇親の集いを京大会館103号室で行います。

## 京大会館へのアクセス



- 京都駅より市バス D2 のりば(206)「京大正門前」下車
- 三条京阪より京都バス 17 番のりば出町柳経由系統「荒神橋」下車
- 京阪電車「丸太町駅」下車徒歩 7 分

(連絡先)

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 龍谷大学経営学部 細川研究室気付  
Tel : 075-645-8630 (重本) 8634 (細川) Fax : 075-645-8634  
e-mail : [hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp](mailto:hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp)  
ホームページ <http://www.jca.apc.org/~k-naka>